



答 申 書

令和5年9月25日

みなべ町水道料金制度審議会

みなべ町水道料金制度審議会 名簿

会 長	井 口 守 純
副会長	寺 谷 敦
委 員	岩 本 恵 子
委 員	植 田 英 明
委 員	川 口 英 信
委 員	楠 谷 隆 夫
委 員	小 田 修
委 員	濱 口 真 弓
委 員	前 芝 弘 知
委 員	松 川 嘉 之
委 員	溝 西 安 生

# 水道料金の改定額について

## 1. はじめに

本審議会は、みなべ町長から令和4年12月20日に諮問された水道料金の改定額について、委員11名により広く意見を聴取して慎重に審議した。

今後、経営基盤強化をはかり持続可能な水道事業経営を行っていくための適切な料金水準の設定について、4回にわたり審議会での意見交換を行いながら検討を進めた結果、次のとおり結論を得ましたので答申する。

## 2. 答申内容

- ①水道料金の料金体系については、現行どおりの口径別基本料金、口径別超過料金及び口径別メーター使用料で算定するのが適当である。
- ②水道料金の算定期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間とする。
- ③水道料金は、現行の料金から改定率50%相当で引き上げることが適当である。
- ④水道料金のメーター使用料は、現行の料金を据え置くことが適当である。

## 3. 附帯意見

- ①水道料金を一度に改定をするか段階的に改定をするかの方法等は、財政事情に併せ社会情勢に伴う水道使用者への経済的な影響を考慮し、適切な方法で実施されたい。
- ②水道料金の増額改定となるため、水道使用者への周知期間を考慮して適切な時期に改定されたい。
- ③水道使用者の理解が不可欠であるため、水道料金増額改定の必要性と内容について、地区説明会等適切な方法により十分な周知を図られたい。
- ④水道事業の事務の効率化及び経費の削減努力については、引き続き実施されたい。

#### 4. 答申理由等

本町の水道施設は、整備時期が昭和30年～40年代に整備してきた施設が多く、老朽化が進む施設が大半を占めており、更新時期を迎えている。また、旧耐震基準の施設も多く存在し、現在、水道管の経年劣化による漏水事故等が発生しているのが現状である。

このような状況から、今後、大規模な施設改修事業や、施設更新工事の増加を想定した施策を履行する時期に来ているが、これらの事業には多額の費用の発生が見込まれることから、その財源の確保が必要とされている。

一方で、経費節減に努めるなど水道料金は県下でも2番目（13mm口径で家庭用10m<sup>3</sup>を使用した場合の1ヶ月水道料金）に低く、全国的にみても低料金で供給していたが、今後、見込まれる費用に対しては、料金収入が十分に確保されない状況となる。また、本町は令和2年度より上水道と簡易水道を統合し企業会計を導入しており、企業経営の透明化が図られているが、収益性の指標として重要な経常収支比率は令和2年度が92.1%、令和3年度は93.3%であり、100%を下回っている。これは、赤字を示すものであり、企業会計移行後2ヶ年連続の赤字となっている。

このような経営状況が続けば持続可能な水道事業経営を行うことはできず、現在の本町の水道料金の改定が迫られている現状であることから、本審議会が設置され、4回にわたって審議された。

まず、料金改定の目標として「事業財源の確保」と「赤字解消（料金回収率100%以上）」が設定され、その2つの目標を満たすものとして料金改定率を40%から62.6%までの5パターンを設定し、損益シミュレーションの試算が示された。

10年ぐらいの長期で考えた場合、損益シミュレーションによると、黒字が10年以上続く料金改定率45%以上が望ましく、さらに財政的に安定する50%と、この2つのパターンで検討することとなった。

その結果、料金改定率45%の場合、黒字は12年続くものの、不測の事態に対応できず財政的な余裕はあまりないことから、より財政的に安定する改定率50%にすることで合意がなされた。

しかし、料金の改定（値上げ）を段階的に行うか、一気に行うかの方法等は、様々な意見があり意見の収束に至らなかったため、財政事情と社会情勢に伴う水道使用者への経済的な影響を考慮したうえで、適切な方法により実施をされたい。

また、水道料金の増額改定となるため、その必要性と内容を地区説明会等で十分周知するとともに、水道使用者への周知期間を考慮して、令和6年度における適切な時期での改定に努められたい。